

## 業務委託仕様書

### 1. 案件名称

令和5年度 すみのえ未来塾事業業務委託

### 2. 業務目的

区内の小中学生が「起業家精神」や「起業家的資質・能力」を育むワークショップ等へ参加することで、学校生活やふだんの生活においても、自分の夢や目標を描き、自分の考えを持つとともに相手の意見を聞きながら、未来に向かって挑戦する力を育むことを目的とする。

### 3. 事業概要

本事業においては、「チャレンジ精神、創造性、探究心等の『起業家精神』や、情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等の『起業家的資質・能力』の育成を目指す」起業家教育を題材としたワークショップ等をとおして、子どもたちがこれからの社会を「生き抜く力」を身につける機会を創出する。

### 4. 業務委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 5. 契約上限額

3,587,540円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6. 業務内容

#### (1) 実施計画書等必要資料の作成等

実施計画書（全体スケジュール、プログラム内容、開催場所、指導者、運営体制など）等、その他本業務に必要な各種資料を契約後、発注者との協議のうえ速やかに調整・作成し提出する。

#### (2) プログラム実施

##### ア 概要

「チャレンジ精神、創造性、探究心等の『起業家精神』や、情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等の『起業家的資質・能力』の育成を目指す」起業家教育を題材とした個人参加型の講座を実施する。

##### イ 講座実施期間

契約日以降令和6年2月29日までの間で、対象となる中学生や小学生が参加しやすい日程かつ、受講者募集や広報業務にかかる期間を1ヵ月以上設けることを配慮したスケジュールを提案すること。

##### ウ 講座実施回数と実施時間

1回90分～120分、6回程度の講座とすること。

参加者が無理なく参加できるよう、同一講座を複数回実施する等スケジュールを工夫すること。

##### エ 講座実施場所

・対面実施の場合は、基本的に実施する会場を受注者が準備することとする。なお、住之江区役所内の会議室を会場とすることも可能とする。

・住之江区役所内の会議室及び会議室内にあるイス、長机、ホワイトボードについては発注者と協議のうえ無償で使用できるが、その他の設備については受注者が準備すること。

※災害や新型コロナウイルス感染症対策及び選挙にかかる事務等の公務の発生により区役所内会場が利用できなくなる場合があることについて、十分に留意すること。

##### オ 参加者

区内市立中学校1～3年生と小学校5～6年生100名程度の参加を目標とする。

(参考) 令和5年度区内市立中学校1～3年生と小学校5～6年生の数 約4,300名  
カ 講座内容

次の理論に沿ったテーマ及び手法を含めた内容や実施形態を用いた講座とする。

(ア) 理論とテーマ

- ・キャリア・アンカー (エドガー・シャイン)  
参加者が将来働くにあたり、自分にとって大事にしたいことを見出す
- ・ホランド理論 (ジョン・L・ホランド)  
人の職業的興味は、現実的、研究的、芸術的、社会的、企業的、慣習的の6つのタイプに分けられる
- ・計画的偶発性理論 (ジョン・D・克蘭ボルツ)  
失敗に負けず努力し続けること、結果がわからなくてもリスクをとることのメリットを体験する

※その他、本事業にふさわしいと考える理論やテーマを提案すること。

(イ) 手法

- ・参加者がお互いに意見を述べたり、聞いたりできるグループワーク
  - ・参加者が主体的に楽しみ参加できるよう、アクティビティやゲームを用いたワーク
  - ・参加者が自分の意見を自分の言葉で発表できるプレゼンテーションとフィードバック
- ※一方向型の講義形式により実施する場合も、参加者との質疑応答の時間を設ける等、コミュニケーションの機会がある内容を提案すること。

(ウ) 実施形態

- ・対面型講座 (講師及び参加者が会場に集合して実施する講座、グループワーク等)
- ・通信講座 (印刷された教材、DVD、動画サイト、ウェブ会議ソフト、SNS等を用いた双方向型の講座)

※全参加者の5割程度以上の人数を目安とし、家庭でのインターネット環境が整わない参加者も受講できるよう、対面型講座と通信講座のいずれかを選択できる構成とすること。

※参加者の学年や興味及び関心ごとに複数のコースを設定する等、より効果的な実施形態の企画があれば提案すること。

※対面型講座については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない場合を想定し、代替案により講座が実施できるよう努めること。

(3) 広報業務

- ・対象者やその保護者が理解しやすく興味を持てるポスター及びチラシをデザインし、提案すること。
- ・特に上記以外にも、対象者やその保護者に届くような効果的な広報手段を提案すること。
- ・ポスター及びチラシの作成及び配送業務は受注者が行う。学校等教育機関への周知依頼業務は発注者が行う。

(4) 受講受付及び参加者との連絡業務

- ・受講希望の受付、受講の決定や受講にかかる連絡及び通知等は受注者により実施すること。
- ・受講希望や参加にかかる個人情報の取り扱いについては、十分に注意すること。

(5) 実施運営等

- ・実施にあたっては、事業が円滑に実施されるよう、発注者と十分な調整、協議を行い、管理運営全般に配慮すること。また、プログラム実施内容について変更が生じる場合は、双方十分な調整、協議を行い実施するものとする。
- ・事業実施にあたり必要な物品・備品は、原則受注者において、適切に調達・管理するものとする。ただし、区等の設備及び物品等を使用することが適切であると判断される場合は協議のうえ使用できるものとする。
- ・プログラム実施前後に発注者との協議の場を設け円滑な事業実施に努めることとする。

(6) 安全対策等

事故等の防止など安全管理、新型コロナウイルス感染症ならびに熱中症対策等には万全を期すこととし、応急措置に対応すること。事故等発生時の対応体制、発注者との連絡体制を協議し実施するものとする。事業実施にあたって必要な保険等は、対象者全員加入することとし、その対応については発注者において行うものとする。

(7) 業務報告

全プログラム終了後、実施内容や参加者数等の実績報告、実施したプログラムに関する課題ならびに提案事項を含めた業務報告書を提出すること。

(8) アンケート調査の実施

参加者に対し、事業参加前と参加後のアンケートを実施すること。

アンケートにかかる設問内容については発注者と協議のうえ決定し、集約結果について、発注者に情報共有すること。

7. 業務等に関する事項

(1) 著作権

プログラムの著作権は受注者に帰属するものであり、発注者は著作権法の定めに従って取り扱うものとする。

(2) 商標の使用

受注者が商標登録を行なっている場合、発注者がPR等の目的でその名称を使おうとする場合は、その商標権が受注者に帰属することを明示するとともに、その使用形態を事前に受注者に説明し、受注者の許諾を得るものとする。

(3) 秘密保持

発注者及び受注者は、本契約の内容、及び本契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密事を相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

また、発注者は、指導業務を通じて取得したプログラムの指導方法等のノウハウについて、事前の受注者の承諾を得ることなく、公表しないものとする。

(4) 個人情報

本事業の実施にあたっては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の主旨をふまえ、次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 個人情報の取扱いについては、本市関係法令（ガイドライン含む）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないように十分に留意すること。

(イ) 個人情報保護規定を定め、保護責任体制を確立しておくこと

(ウ) 個人情報が適正に取り扱われるように従事スタッフを教育すること

(エ) 同一法人であっても他の者が個人情報を閲覧できないよう、適切に管理すること。

(オ) 定期的に調査等を行いながら、個人情報の取り扱いに問題がないか確認すること

(カ) その他個人情報管理に対して必要かつ十分な措置を講ずること

(キ) 本業務の従事者または従事者であった者は、本業務の実施にあたり知り得た個人情報を、契約期間中はもとより、契約終了後においても適切に管理し、第三者への提供や本事業以外の目的に使用してはならない。

(ク) 個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告できるような体制を整備すること。

業務遂行にあたり、知り得た個人情報は、個人情報保護法や大阪市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。  
この仕様書のほか、暴力団等の排除、公正な業務執行に関しては、特記仕様書にて定める。

8. 提出物ならびに提出期限

- (1) 実施計画書：契約日から1か月以内を目処とする
- (2) ポスターならびにチラシデータ：講座開講2か月前まで
- (3) 業務報告書：全プログラム終了後2週間以内を目処とする
- (4) 業務完了届：令和6年3月31日

9. 契約金額の支払い

業務完了届の提出後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。また、契約価格は、資料収集等に関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

10. 一括再委託等の禁止

- (1) 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ・委託事業における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

11. 担当課及び問合せ先

大阪市住之江区御崎3-1-17  
大阪市住之江区役所保健福祉課（教育担当）  
電話 06-6682-9993  
メールアドレス tt0012@city.osaka.lg.jp

## 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。  
(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

### (不当要求の防止)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに住之江区役所総務課(コンプライアンス担当:06-6682-9625)に報告しなければならない。

(発注者:大阪市 受注者:事業者)

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。  
(1)大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車  
(2)神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境管理課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪府条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。